

令和7年度第1回久御山町総合教育会議 会議録

招集年月日 令和7年10月22日
招集の場所 久御山町役場議会棟4階 特別会議室
開 会 令和7年10月22日 午前9時開会 宣告
出席委員 信 貴 康 孝
内 田 智 子
寺 井 恵太郎
豊 田 美 幸
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦

職務のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	神 園 哲 也
民 生 部 長	西 野 石 一
教 育 次 長	中 務 一 弘
総 務 課 長	田 中 友 美
子育て支援課長	佐 野 美 奈
学校教育課長	西 村 一 平
生涯学習応援課長	星 野 佳 史
学校教育課長補佐	内 田 明 子
学校教育課長補佐	白 石 拓 光
学校教育課主事	藪 内 雄 基

議題

- (1) 教育大綱の改訂について
- (2) こどもの未来魅力化条例の制定について

会議の経過

1 開会

○信貴町長

- ・本日は令和7年度第1回久御山町総合教育会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。
- ・総合教育会議は、教育大綱の策定に関する協議や教育に関する重点施策などを教育委員の皆さまと協議や調整を図ることを目的として、地方公共団体の長が設置するとされている会議です。
- ・本日の議題は2つです。1つ目は教育大綱の改定についてで、本町では今後10年間のまちづくりの基本方針となる第6次総合計画の策定に向けて、総合計画審議会で議論を行っているところです。全国一番の子育て環境のまちづくりを掲げており、進める上で教育大綱の改訂は非常に重要な要素となります。そして、2つ目はこどもの

未来魅力化条例についてで、外部委員会で議論を行っているところですが、その中間報告をさせていただきます。委員の皆さまの忌憚のないご意見を賜りますことをよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○内田教育長

- ・本日は総合教育会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。
- ・久御山町が掲げます全国で一番の子育て環境のまちを進めていく上で、子どもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく、課題や困難があっても将来に夢や希望を持ち続けて成長していける環境整備というのは大変重要であると考えています。教育大綱、こどもの未来魅力化条例につきまして、ご忌憚のないご意見をいただきまして、今後の更なる計画に進めて参りたいと思います。

2 議題

(1) 教育大綱の改訂について

○西村学校教育課長

- ・現在の教育大綱は令和4年度から令和6年度までですが、昨年度に町総合計画と合わせることで1年間延長しており令和7年度までとなっています。
- ・本日は改訂に向けての基本的な考え方と骨子案について整理しており、内容については次回の会議で議論いただければと考えています。
- ・資料1-1の久御山町教育大綱改訂に向けた基本的な考え方では、改訂にあたって大きく5つのポイントを整理しています。(1) 国・京都府の動向を踏まえた内容では、現在の文部科学省と京都府の計画を踏まえた内容です。参考資料1で久御山町教育プログラムがあり、次に国の第4期教育振興基本計画【概要】という令和5年度から令和9年度の資料があります。ポイントを絞ると、第3期計画期間中の課題ではコロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞・不登校・いじめ重大事態等の増加や学校の長時間勤務や教師不足・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化などが挙げられています。そして計画のコンセプトとしまして、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上ということが大きく2つあり、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話ということで5つのポイントが挙げられています。このような国の動きがあり、資料1-1の(2)次期学習指導要領を見据えた内容で、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方が令和7年9月25日に示されました。その中では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性を踏まえると示されています。次に(3)町こどもの未来魅力化

条例の制定内容（教育と福祉の一体的連携）では、昨年度の本会議でも説明させていただいた本町の教育の課題対応として、「こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、将来に夢や希望を持ちつづけ成長していけるよう、まち全体で支援していく」との内容も踏まえることとしています。次に（４）町第６次総合計画（まちづくりの基本指針）の策定内容との整合では、策定が進められている総合計画のまちの将来像等との整合を図っていきます。そして、（５）期間の見直しで、現在の教育大綱は３年間ですが、国の教育振興基本計画の５年、町総合計画は１０年で５年ごとの見直しを予定とされていることから教育大綱も５年間にすることを考えています。以上が教育大綱の見直しを進めていく考え方です。ICT機器の活用をはじめ、大きく社会環境も変化しています。国の振興計画などの内容も変わってきており、今回の改訂では全体的な見直しを考えています。

・資料１－３の令和８年度から令和１２年度の骨子案では、１ページに策定にあたってとして先ほどの全体的な流れを整理したいと考えています。（１）教育大綱の位置付けでは法律関係の整理、教育大綱の位置付け、それから（２）の期間で令和８年度から令和１２年度までの５年間ということに記載しています。３ページから本編となり、（１）基本理念と（２）基本方針に記載しています。（１）基本理念では、一人一人が、豊かな人生と社会を創造するために自ら考え、主体的に行動する「生きる力」を育むとしており、考え方として「教育振興基本計画」の２つのコンセプト、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウェルビーイング」の向上を掲げるということがあり、「持続可能な社会の創り手の育成」は、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すということ、「日本社会に根ざしたウェルビーイング」は、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性の理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会的貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安心安全な環境」があります。それから「個人のウェルビーイングを支える要素」として、学力、学習環境、地域とのつながり、社会的情動スキルや非認知能力の育成、「ウェルビーイングが実現される社会」として、子どもから大人まで一人一人が担い手となる。子ども達一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がり一人一人の子どもや地域を支え、さらには世代を超えて循環していくという在り方、このような国の動きも踏まえて基本理念としています。また、生きる力については、これまでも久御山町の教育の中で謳ってきましたので、引き続き残させてもらっています。次に４ページの

（２）基本方針では、これまでの６つあった項目を４つの項目に整理しています。１つ目が久御山学園園小中一貫教育による未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進、２つ目が一人一人が輝き、成長する教育の推進、３つ目が一人一人の未来の魅力化を図る教育環境の推進、４つ目が全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手

となる生涯学習の推進と大きく4つの項目を基本方針としています。次に5ページからの基本方針の方向性では、項目の内容を説明させていただきます。(1)久御山学園園小中一貫教育による未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進は、京都府の山城授業スタンダードの推進や保育・教育力の向上という意味合いを持たせた中で、①豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進ということで、人権教育、道徳教育、特別活動、食育、部活動改革を示しています。②学びに向かう力を育む教育の推進では、言語活動の充実、認知能力・非認知能力の一体的育成、③持続可能な社会の形成に参画する態度の育成では、主権者教育、男女共同参画、消費者教育、それから本町で特に進めている環境に係る部分の教育や国際理解教育もここに含めています。④遊びを通して生きる力を育む幼児教育の推進では、大学連携による心と体づくり、架け橋プラン、それから⑤未来に向け主体的に行動する教職員の育成では、久御山学園の研究会、保育力・教師力の向上という取り組みを持たせています。考え方では、国の振興計画のグローバル化の部分、それからこどもの未来魅力化条例の基本理念の中で、学び育つ力を伸ばすとともに、こどもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していくための「生きる力」を育んでいけるよう考慮すること、その生きる力をキーワードとして(1)の題名のところに持ってきています。それから次期学習指導要領に向けた考え方では、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生の舵取りをすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育むということで、こちらも踏まえて①から⑤の項目として方向性を出しています。次に6ページの(2)一人一人が輝き、成長する教育の推進では、①個別最適な学びと協働的な学びの充実ということで、特にGIGAスクールに関わってくるデジタルアプリ・ドリルの活用や学習として探究的な学びの意味合いを持たせています。②多様な教育ニーズに対応した支援の充実としては、特別支援や不登校の対策、ゆうゆう広場などの取り組み、それから日本語支援として外国の子どもが増えてきていることでの取り組みということで、多様な教育ニーズへの方向性を出しています。考え方では、国の振興計画の②誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現というところに対応しています。次に7ページの(3)一人一人の未来の魅力化を図る教育環境の推進では、①こどもにとっての最善の利益が尊重される環境づくり、②生まれ育つ環境に左右されない学習環境の充実、③ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実ということで、この①から③については魅力化条例の基本理念やアクションプランを作っていく中で取り組む、切れ目ない支援の充実というところを方向性として出しています。④こどもの育ちを支える地域活動の推進では、学校運営協議会、青少年育成協議会、それからまなび塾といった地域活動の取り組みを謳っています。⑤安心安全な教育環境整備については、特にハード部分になりますが、小学校体育館空調設備、トイレの洋式化、さらには施設長寿命化というところでは、次に8ページの(4)全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進では、①生涯にわたる学びの提供と多世代交流の促進として、建設中のグランハット、ゆうホール、まちのにお構想、いきがい大学、図書館、文化祭といった取り組みで、町生涯学習推進計画の住民が、学習、スポーツ、文化・芸術活動に積極的

に参加し、交流を深め、世代を超えて人々がつながる活力ある地域づくりに対応した項目としています。②スポーツ活動を通じた健康増進と交流の促進では、歩くまち「くみやま」、町民運動会、スポーツ体験として、町生涯学習推進計画の住民が多様なスポーツ活動を継続し、健康増進だけでなく、地域コミュニティの醸成など町の発展につなげていくところに対応しています。そして③郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進では、旧山田家の保存活用、ふるさと教室、歴史文化推進として、町生涯学習推進計画の歴史遺産の適正な方法に努め、住民の歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、各種遺産の展示・公開の拡大やアーカイブ化などを通じて積極的に活用を図り、住民の郷土愛の醸成に繋げていくところに対応しています。考え方につきましては、国の振興計画の③地域コミュニティの基盤形成のところに対応しています。それから生涯学習は一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、子どもや若者、社会人、高齢者など年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会に該当しており、この（４）につきましては町の方でも特徴的な部分である題名の全世代や①生涯にわたる、③郷土愛というところで謳うことを引き続いて整理しています。

- ・特に国の振興計画の動きやこれまで町が取り組んできていることのキーワード、これから取り組んでいく未来魅力化条例などのキーワードを取り込み、このような項目立てで整理しました。

- ・ボリュームがあるので、内容については次回の会議で十分に議論いただきたいと考えています。

○信貴町長

- ・今後5年間の本町の教育指針となるものです。
- ・それぞれの立場でご意見ございましたら賜りたいと思います。
- ・現行の教育大綱は文章でしたが、わかりやすく箇条書きで示しており、わかりやすいと感じています。

○寺井委員

- ・町長のお話のとおり、ものすごく読みやすいと思います。
- ・基本方針の方向性で未来に向け主体的に行動する教職員の育成とありますが、保護者に対する研修であったり、何か保護者も関わりがある項目を入れてもらいたいと考えています。東角小学校の運動会に行かせていただいた際に保護者が多くて、子どもを応援してる保護者、おじいちゃんやおばあちゃん、地域の方々も含めて久御山町は温かいと感じました。頑張っている保護者と少し頑張れない保護者がいると思いますが、もう少し頑張ればという保護者はたくさんおられるでしょうし、そういう方を掘り起こすことが子どもたちを地域で育てるということに繋がってくると思います。
- ・郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進ですが、この歴史について、戦後80年、昔の久御山町、戦争を経験にして歴史を知っておられる方が少なくなってく

ると思います。その当時の歴史を知っておられる方から生の声で語り継いでもらうということがものすごく大事であると思いますので、そういったことも取り入れてもらいたいと思います。

○阿部委員 5ページの久御山学園の一貫教育を推進していくのであれば、先生や保育士の方々は推進されてるかもしれないが、児童生徒も推進されているのかが疑問です。例えば、運動会でも過去はこども園の子どもたちが参加していましたが、コロナ禍で無くなりコロナ後は復活されていない。小学校の入学式でもこども園の先生が参列してくださっていたと記憶していますが、コロナ後はまだ来られていない。推進するのであれば、児童生徒が次のステージの行事に参加する交流や空間に早く入れてあげることを意識した方がよいと思います。

・8ページの郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進で、久御山町の小学生は巨椋池や京都飛行場のことをほとんど知らない。子どもたちにも久御山町が大きな歴史の中に組み込まれていることを知ってもらいたいし、そのようなことも教えていく方がよいと日頃から思っています。

○豊田委員

・全体に関連することかもしれませんが、戦後の体制が築き上がってきたときはみんなが向かう目標みたいなものがあって、すごくわかりやすかったのではないかと思います。豊かさや便利さ、そういうことに向かってみんなが協力して一生懸命働く、子どもはその背中を見ながら元気に勉強して明るく育っていくということ。3ページのウエルビーイングということが、これから目指していく豊かさや便利さに変わる。目指すべき目標がもうエネルギーに向かっていく。そうなれば豊かさや便利さというのはすごく具体的にイメージできる。豊かに暮らす、いろいろなものに囲まれて便利、ウエルビーイングというのは具体的に想像するとき説得力に欠けるというか、一人ひとり思い入れも微妙にずれてきます。だから、いろいろなことを計画していく上で、みんなが具体的に共通のイメージを持って取り組んでいけるかということが、みんなの力を結集するときキーになると思います。

・このウエルビーイングという言葉、わかる人はすごく増えてきていると思いますがイメージしづらいと思います。だから、久御山町独自の日本語で表現するキーワードのようなものがあったら、もっとよいのかもしれませんが。久御山町が目指す具体的なウエルビーイングの在り方というのをみんなにわかるように提示すれば、机上の空論みたいにならず、みんなが一生懸命話し合ったのに伝わっていないことになりにくいのではないかと全体として受けた印象です。

・寺井委員も言われましたが、保護者への働きかけというところで、教育委員会の教育大綱なので先生方への働きかけが挙がってくるのはよくわかりますが、先生方からすれば勉強も教えないといけない、そして基礎学力の下支えになるような部分も学校に求められているみたいところで、ハードワークや人材としても限られてくる大変なお仕事なので、保護者が担ってきたような役割も先生方が担っていかなくてはいけないというような考え方にする教育大綱であれば、保護者への働きかけ

はこどもの未来魅力化のところに組み込んだり、もし先生に家庭的な役割をある程度求めなくては仕方がないということがあるのであれば、保護者と関連した働きかけをするという文言をどこかに入れたらよいと思います。

・阿部委員がおっしゃった郷土愛や歴史文化のことですけれど、昔のことを具体的に知ることによって、今に繋がっている、そして繋げていくという未来に対する自分なりの思いが湧いてくると思います。

○内田教育長

・議論を深める時間ではありませんが、寺井委員と豊田委員がおっしゃった保護者に対する教育というのは、特に（１）は子どものことを中心にしており、（３）一人一人の未来の魅力化を図る教育環境の推進の①子どもにとっての最善の利益が尊重される環境づくりの中で、高齢者支援や保護者の教育力向上ということが含まれます。そして、③ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実の中にも含まれると考えており、今度、詳しくご説明させていただきたいと思います。

○田口委員

・国の教育振興基本計画があって、府の教育振興プランがあって、市町村で教育大綱を作成する。町に総合計画があり、その中にこどもの未来魅力化条例やこども計画など、計画がたくさんあり一生懸命作成しているが、町民あるいは保護者の方にどれだけ知られているのかが問題だと思っています。もっと浸透するようにやっていく必要があります、誰でも手に取って見れる、確認できるような中身に精選して作成すればよいと思いました。

（２）こどもの未来魅力化条例の制定について

○西村学校教育課長

・資料２－１につきましては、今年の２月の会議で説明させていただいた内容を時点修正させていただいてるものになっています。

・資料２－２の骨子案について、現在、外部委員会を設置する中で検討を進めています。資料の１ページですが、条例の構成として前文があり、大きく１から６までの６つの項目立てで構成しています。まず前文につきましては、特に下から３行目のまち全体「オール久御山」で支援することにより、全てのこどもたちの未来が魅力的なものとなることを目指し、条例を制定するものということで、考え方・ポイントにおきましては久御山町において条例を制定するに至った考え方を明らかにしていく、それから外部委員会が出てきた意見等として、小さい子をかかえて困っている方や潜在的に支援が必要な方、声をあげられない子どもがいると、条例による意識づけが大事というところですか。それから２ページの一番上、地域の方が活躍されているといった町の特色、良さを活かし、課題は課題として、明るく前向きに発信していきたいというところですか。１目的の本文の下から２行目ですが、教育と福祉が連携し、各種施策の一体的な推進に関する基本的事項を定め、まち全体「オール久御山」ですべてのこどもたちを支援していくことを目的として、考え方・ポイントで最初に条例制定の目的

を整理して明記します。この条例制定により、いかに住民や地域、企業を巻き込んでいけるか。また、こども園や学校、行政など、連携や踏み込みがしやすくなるようにしていくことが大事で、キーワードとして「つながり」や「巻き込んでいきたい」と委員会の中では「オール久御山」という言葉を入れています。2番目につきましては、言葉の定義ということで、この条例で用いる用語についての整理をさせていただきます。その中では(5)で町内企業ということで久御山町ものづくりのまちとして、企業についてもきっちりと明記していこうということで整理しています。3ページの3基本理念では、この条例の理念としては大きく2つにしています。1つ目として、こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、将来の夢や希望を持ちつづけられるよう、子どもにとっての最善の利益を考慮すること。2つ目として、こども一人一人がもつ学びや育つ力を伸ばすとともに、こどもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していくための「生きる力」を育ていけるよう考慮することということで整理しています。それから4基本方針では3つ整理しまして、(1)では相互の連携により、こどもが健やかに育つことができるための環境を整えること、(2)として教育、福祉、保健、こどもの育成に関して十分に連携を図った上で一体的な取組を行うこと、(3)として町が保有するこども及びこどもを育てる家庭の情報を集約して、活用することにより、こどもに関する課題を早期に発見し、そのこどもに対し必要な支援の充実を図るとともに、その課題が深刻化することのないよう予防的な支援の充実を図ることということで、いわゆる教育と福祉のデータ連携という言い方もしてましますけれども、情報を十分に活用して早期発見、早期支援に繋げていくところを基本方針として謳っています。5各主体の責務及び役割では、まず5-1として町の責務を記載しています。(1)で家庭の情報を集約して、その活用を図ること、(2)では教育環境の整備充実、(3)では理解を深めていくための広報活動です。5-2は保護者の役割というところで、(1)でこどもの成長の程度に応じた養育に努める、(2)環境作り、(3)で生きる力について記載しています。5-3は地域住民等の役割ということで、地域づくり、それから交流体験の機会を設けるよう努めていく。5-4では、こども園・学校・事業所、この事業所につきましては福祉サービス事業所、そのようなところを意図しているもので、(1)こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること、(2)保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう支援を行うこと、(3)こどもの安全確保を第一とし、課題に早期に気づき、町、地域住民等及び町内企業とも連携し、支援を行うというところです。それから5-5として、久御山町としての町内企業の役割ということで地域づくりに協力すること、(2)体験等の活動を主体的に行うよう努めることを挙げております。5ページの6では、こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定と体制づくりということで、6-1こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定として、今後のアクションプランに繋げていく。それから6-2で体制づくりということで、しっかりと組織体制を作って取り組んでいきたいと思います。このような形で、外部委員会の方では9月、10月と2回させていただいており、それから11月16日に3回目の会議をさせていただきます。この内容をさらに進めていきまして、11月の下旬から住民の方へのパブリックコメントを行っていく

予定です。

・参考資料2につきましては、データ連携として取り組まれている事例の資料になりますので、改めてご確認いただければと思います。

○信貴町長

・魅力化条例につきましては、外部委員会でご審議をいただいております、議会が終わってそれぞれのご意見もいただいているところの中間報告となります。また、寺井委員には外部委員会でも色々のご意見いただきましてありがとうございます。

・理念条例の部分ですので、これに基づいて後にアクションプランを決めていくこととなります。

○豊田委員

・役割とか責務のところの書きぶりで、子どもを守るとか子どもの利益を一番に考えて書いてくださっているのはわかるのですが、これだけを何も考えずに読むと親はこうしなければいけないとか、その素朴なイメージという印象があって、行政としての理念条例ができてるっていうのはわかるのですが、やはり保護者というのは本来こういうことに喜びを得て、そして自分の糧となって生きていくというような、何か明るい保護者の喜びに触れるような文言があってもよいと思います。

・保護者はこうしなくてはいけない、努めましょう、こうあるべきみたいな、それだけではないはず。何か前向きな子育ての喜び、次世代に対して「喜び」や「希望」みたいな文言がどこかに散りばめられてる方が明るい条例になると思います。

○寺井委員

・外部委員会で「オール久御山」という言葉が出てきて、町を全体的に盛り上げる言葉としてもものすごくよいと思います。

・子どもに対するこのような条例は教育委員会、民生、福祉、保健とかが関わってきますが、行政としてどうしても考え方が縦割りです。やはり町全体で考えてもらって、子どもの未来を明るくする、魅力化するという事は町全体で盛り上げていかないといけないこと。全体に浸透させていただいて、この条例を活かして推進させていくのは町の施政であり、そこが一番大事だと思います。町全体で子どもを育てるとして進めてもらいたいと思います。

○信貴町長

・外部委員会でもご意見いただいております、町全体ということはもちろんであります。

○西村学校教育課長

・資料1-4で付けさせていただいておりますけれども、この教育大綱改定につきましては本日いくつかご意見をいただきましたので調製させていただき、また11月下旬の会議で事前にお送りさせていただけたらと思っています。11月下旬に2回目の会議でしっかり議論いただいて、その後、1月中旬ぐらいにもう一度開催させていた

だく予定です。そこで最終の案をご確認いただいて、住民の方へのパブリックコメントを2月に掛けてやっていきたいと思っております。最終はパブリックコメントを終えた後、もう一度、最後の会議を開かせていただいて年度末に大綱を決定していきたいと考えています。

○信貴町長

・それぞれのお立場でご意見を賜ったところでございます。今後におきましても、大綱、そしてこども未来魅力化条例の方、また議論していただきながら詰めたものを作成していきたいと思っております。

・次回、具体的な内容等も見ていただけるような形になると思います。第6次総合計画と整合性であったり、同時に進んでいくところもございますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事はこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

午前10時10分 閉会